

小委員会報告（案）に対する各委員の意見と対応等について

○全般に対する意見等

項目	事項
全体のトーンについて	行き過ぎた地方分権に対するやり戻しを勘案し、国として積極的に打って出るべき。市町村は住民の日常生活の幸福に係る行政を担うことは可能だが、歴史的風土の保存のような専門性を有する行政は国が関わるべき。
歴史的風土について	歴史的風土の概念は広い。一般には建物や庭、構造物に関心が集まると思うが、風土とは目に入る全体でもあり、個人の有する経験や意識と重なって構成されるもの。また、儀礼や祭りなどの年中行事も大事な要素。
古都保存行政について	京都、奈良、鎌倉などの古都保存行政の経験を何らかの形で反映すべき。
国の役割について	3（1）後段の記述は重要。歴史的な風土は地域独自の文化であっても何らかの共通項がある。それを国が考える視点が大事。
国土交通省の役割について	わが国でも是非国土交通省がリーダーシップを取って歴史的・文化的資産の保存・活用型の開発を推進してほしい。

○個別修正意見

注）赤字＝各委員の意見の反映部分、青字＝パブリックコメント意見の反映部分

修正意見	修正箇所 (修正版のP、行)	修正案
なぜ古いものを守るべきかを加筆すべき。我々の祖先の精神風土や日本人の有する相互扶助の精神などが体現された概念が歴史的風土。単に古いだけでは意味がない。経済的合理性を超えて守り伝えるべきもの。	1（2） p 2 29～30 行目	「これらの歴史的な風土は、わが国の自然、歴史や伝統の積み重ねに裏打ちされた美しい日本の国土の源であるとともに、住民の誇りと地域への愛着を醸し出す基盤である。欧米諸国のみならず、アジア諸国においても歴史的・文化的資産の継承が重視されているとおり、わが国においても、歴史的な風土は、古都同様、

			<u>短期的な経済的合理性を超えた</u> 長期的展望の下に、国民が共感できる美しさの源、 <u>日本人の精神的よりどころ</u> として次世代に継承されるべき国民共有の文化的資産である。」
「風土に根ざした地場産業の風景、伝統的行事等が重なり当該都市の特質が形成されている」全くその通りと思うが、そのまま風景を塩漬けにすると思われなくようにする必要。新しく創造されるものが伝統の上に立脚し、さらによいものに作られていくとの視点が大事	1 (3)	p 3 12 行目	「そして、歴史的な風土とは、それらの特質を象徴する舞台であり、国民が共感できる美しさの源であるとして、 <u>今後の人々の創造的な活動の積み重ねにより、さらに美しく磨かれ、後代に継承されるべきものである。</u> 」
「復元」は「復元・整備」と概念整理すべき	1 (3) 3 (2) 3 (3)	p 3 15 行目 p 6 2 行目 p 6 11 行目	「復元」 ↓ 「復元・ <u>整備</u> 」
空き家になったり、有効に使われていない建物の活用を支援するためNPO等が地道に努力している。そのような民間の活動を活発化させるための取組みが必要との記述が必要	2 (3) 3 (3)	p 4 22 行目 p 6 10 行目 以降	「 <u>当該風土を後世に伝えるべく、現在でも地道な活動を続けるNPO等も多数存在するほか、このため、</u> 所有者の負担を軽減すべく・・・地方公共団体も多い。」 「歴史的な風土や歴史的・文化的資産を後代に継承していくに当たっては、 の 維持保存、修復、復元・整備、活用等には、経済活動を含めたによる価値の維持・創出や、当該風土にそぐわない物件や活動の改善など、歴史的な風土の保存・活用に係る総合的な取組みが必要であり、 <u>当該土地・資産の所有者のみならず、住民、行政、公共マインドを有する民間、専門家等、多様な主体の理解、協力と参画</u> 取組みが必要である。 また、歴史的な風土の価値を高めるには、当該風土にそぐわない活

			<p>動を抑制するなど、歴史的な風土の保存・活用が地域全体の資産となる意識が重要である。</p> <p>(中略)</p> <p>さらに、歴史的・文化的資産の保存・活用に対し、<u>多様な主体の参画を促し、取組みを活性化させるために</u>、地域住民等や地方公共団体により設定される・・・引き続き検討が必要である。」</p>
歴史的・文化的資産の存在について、自治体はインベントリーを作成して認識すべき。現状ではまちづくりの中で重要さがわからない。歴史上重要なものが地図の上に出てくるようにすべき。その上で、都市計画のマスタープランの中で残すべき地区を定める等の取組みが必要。	3 (1)	p 5 8行目	「このため、関連法制度や事業の有機的活用の前提として、 <u>当該都市のたどってきた歴史と、市街地に残る有形・無形の歴史的・文化的資産の現状を踏まえ</u> 、歴史的な風土を活かしたまちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランや市町村マスタープラン等に位置づけるとともに、当該マスタープランを広く住民等に周知する必要がある。」
関連法制度等について、少々不正確でもよいから、一般市民がわかるように伝えることが大事	3 (1)	p 5 20行目	「また、国は・・・進めるため、地方公共団体や <u>国民</u> に対し、関連法制度や <u>事業</u> の・・・」
<p>3 (2) 「・・・に資する事業制度の一層の活用」「・・・に資する都市公園事業等の一層の活用」との記述の「資する」の言葉は弱い。</p> <p>3 (2) 「歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図るため」では条件付けが狭い。</p>	3 (2)	p 6 1行目以降	<p>「このため、歴史的な風土の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう、「<u>環境</u>」、「<u>産業</u>」、「<u>福祉</u>」など生活を支える各種施策と連携を図りながら、<u>関連事業制度の活用等により</u>、歴史的・文化的資産の修繕、や復元・<u>整備</u>等、による新たな価値の創出に資する事業制度の一層の活用を図ることも必要である。</p> <p>また、併せて、<u>都市公園事業等の活用により</u>、<u>歴史的・文化的資産の防災性の向上や</u>、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図ることもため、歴史的・文化的資産の復元や防災に資する都市公園事業等の</p>

			層の活用を図る必要である。」
歴史的風土を損なっている既存不適格の物件について何か出来ないか。例えば勧告くらいは出来るのではないか。行政が先導して、外部の人も参加する協議会のような場で整備計画を作り、協議会として勧告するようなまちづくりの仕組みを考えることが必要。	3 (3)	p 6 10 行目 以降	「歴史的な風土や歴史的・文化的資産を後代に継承していくに当たっては、 維持保存、修復、復元・整備、活用等 には、 <u>経済活動を含めたによる価値の維持・創出や、当該風土にそぐわない物件や活動の改善など、歴史的な風土の保存・活用に係る総合的な取組みが必要であり、当該土地・資産の所有者のみならず、住民、行政、公共マインドを有する民間、専門家等、多様な主体の理解、協力と参画取組みが必要である。</u> (中 略) <u>また、景観計画や景観協議会等既存制度の積極的な活用等により、歴史的な風土を支える多様な主体が、当該風土を活かしたまちづくりについて合意し、ルールを設けて実践するプロセスの確保を図るべきである。その上で、良好な景観の形成に著しく支障のある既存の建築物に対し形態意匠制限への適合措置命令を行い得る景観地区制度の活用や景観重要建造物の指定等により、保存・継承するにふさわしい歴史的な風土の創出にも取り組むべきである。」</u>
3 (3) 「当該資産に係る公的規制とのバランスに配慮した評価のあり方等について引き続き検討」では曖昧であり、範囲が狭い。国や地方公共団体がそれぞれの役割に応じ、様々な角度からどのような支援が可能か検討すべき。	3 (3)	p 7 31 行目 以降	「当該資産に係る公的規制とのバランス、 <u>国と地方の役割分担</u> に配慮した <u>支援措置</u> 評価のあり方等 について引き続き検討が必要である。」